

## 千葉市立海浜病院医療廃棄物処理委員会要綱

### (目的及び設置)

第1条 千葉市立海浜病院から排出される医療廃棄物の適正管理及び処理に関する事項について検討するため、千葉市立海浜病院医療廃棄物処理委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について調査、調整及び検討をする。

- (1) 医療廃棄物の処理計画に関すること。
- (2) 医療廃棄物の管理に関すること。
- (3) 医療廃棄物の委託処理に関すること。
- (4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法令改正への対応に関すること。
- (5) その他医療廃棄物処理業務改善等必要事項の検討及び提案に関すること。

### (組織)

第3条 委員会は、委員長・副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、医療職にある者をもって充てる。
- 3 副委員長は、委員の中から委員長が任命する。
- 4 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

- (1) 副院長
- (2) 事務長
- (3) 薬剤部長
- (4) 看護師長
- (5) 感染管理認定(専従)看護師
- (6) 検査技師長
- (7) 管理班長

### (委員長の職務)

第4条 委員長は、委員会を代表し会務を総理し会議の議長となる。

- 2 委員長に事故あるときは、副委員長が職務を代理する。

### (会議)

第5条 委員会は、必要に応じて委員長が召集する。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

- 3 委員でやむをえず欠席する場合は、代理者を出席させることができる。
- 4 委員会が必要と認める場合は、委員以外の者を出席させることができる。
- 5 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の時は、委員長の決するところとする。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、事務局管理班において処理する。

(変更)

第7条 この要綱を変更する場合は、委員会の決定をえなければならない。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和59年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年2月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。